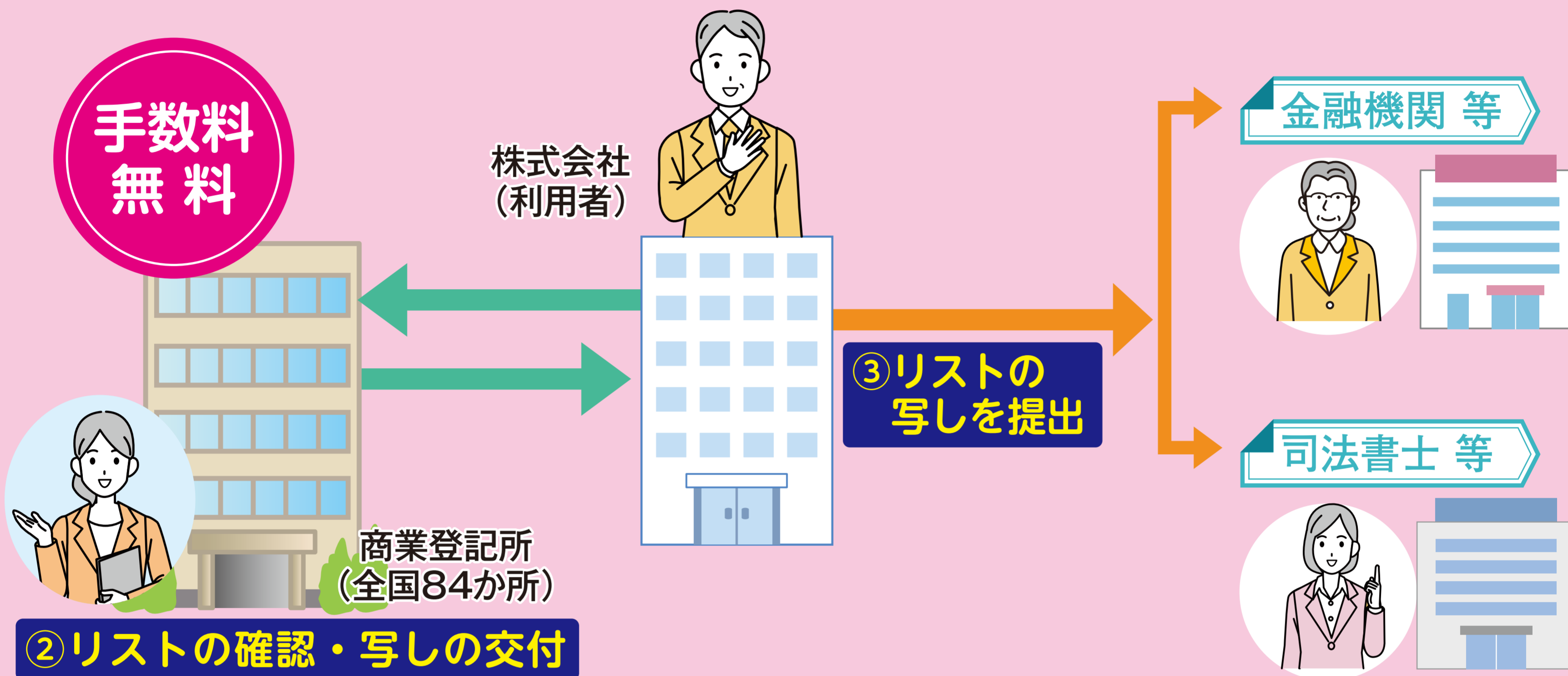


実質的支配者リスト

① 実質的支配者リストの保管・写しの交付申出



② リストの確認・写しの交付

令和6年6月までに司法書士等との一定の取引時確認においても、法人の実質的支配者の申告が必要となります。令和6年中にこの制度の更なる利用手続の拡大が予定されています。

● 実質的支配者リストとは ●

株式会社の実質的支配者の氏名やその保有する議決権などが記載されたリストです。

この制度では、株式会社が作成した実質的支配者リストについて、商業登記所で所定の添付書面による確認を行った上で、その写しに登記官の認証文を付けた証明書を交付します。

円滑な取引に備えて、あらかじめ1年に1回程度保管・交付の申出をしておくことをおすすめします。

● 利用のメリット ●

その1 信頼性の高い実質的支配者情報を得ることができます。

その2 会社が金融機関などで行う実質的支配者の確認手続がスムーズになります。

